

2次整備可能地の選定について

1 2次整備可能地選定の考え方について

第4回検討委員会において、県内全域（立地回避区域を除く）から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を踏まえ、最終処分場に適した1次整備可能地46箇所を選定した。選定した1次整備可能地46箇所から、さらに候補地を絞り込むため、2次整備可能地の選定項目と評価基準に基づき評価を行い、2次整備可能地を選定する。評価基準において「×評価」となった地区については、最終処分場の整備には適さないと考えられることから、候補地から外すこととする。

2 2次整備可能地の選定項目と評価基準について

2次整備可能地の選定項目と評価基準を表1に示す。

表1 2次整備可能地の選定項目と評価基準

	選定項目		最終処分場の整備には適さないと考えられる理由	評価基準			「×評価」となった箇所数 (重複該当箇所あり)
				○	△	×	
自然条件	地形・地質・地盤の概況	地盤情報や地形・地質情報から見た地盤の透水性	地盤が遮水層とならず、追加の遮水シートを必要とするなど、工事に多額の費用を要する。	不透水層(岩盤)がある可能性あり	透水層がある可能性はある	透水性が高い(砂, 砂質土, 玉石, 礫)と想定	7箇所
		N値(GL-10m)や地形から見た地盤の支持力	支持力を確保するため、地盤改良や擁壁の強化等により、工事に多額の費用を要するおそれがある。	支持層を確認できる	支持力が期待できる	支持層を確認できない	3箇所
	希少動植物の生息可能性	植生自然度8以上の有無	里地里山の中核をなす二次林を含む植生自然度8の地域が改変されると再現が困難と想定される。	ない	—	ある	除外箇所なし
		主要な植生自然度(1~7)(参考値)	(植生自然度1から7までは、改変されても再現が可能と想定されるため、参考値とする。)	—	—	—	(評価対象外)
生活環境条件	利水状況	概ね1km以内のダムの有無	下水道放流を予定しているが、1次整備可能地の選定において、農業用水の取水位置から1kmを回避したことから、ダム及び農業用水についても同様とした。	ない	—	ある	3箇所
		概ね1km以内の農業用水の有無		ない	—	ある	4箇所
	道路状況	主要道路の幅員(参考値)	(主要道路の幅員や交通量によっては、搬入車両の大きさや車両数の制約となる恐れがあるが、最終処分場の整備に適さない理由としての基準はないため、参考値とする。)	—	—	—	(評価対象外)
		主要道路の交通量(参考値)		—	—	—	(評価対象外)
社会条件	埋蔵文化財包蔵地の有無	埋蔵文化財の有無	埋蔵文化財の調査、保全等に伴って、整備工程の遅延を招くおそれがある。	ない	—	ある	9箇所
	静穏な環境を保全する必要がある施設からの距離	概ね1km以内の施設(学校, 保育所, 病院, 特養等)の有無	廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音等により、学校等の運営に支障を及ぼすおそれがある。	ない	—	ある	15箇所
	居住地からの距離	概ね500m以内の建物の件数	廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音等の影響により、生活環境の悪化を招くおそれがある。	300件未満	—	300件以上	12箇所
	観光地からの距離	概ね1km以内の観光地の有無	廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音等の影響により、観光地の価値を損なうおそれがある。	ない	—	ある	3箇所
建設条件	地形、現況土地利用の概況	配置可能性	最終処分場及び浸出水処理施設等に必要な各種施設の配置が困難と想定される。	配置可能	配置可能だが課題あり	配置困難	20箇所
	湖沼、ため池からの距離	概ね50m以内の湖沼・ため池の有無	湖沼等の機能を保全するため(距離は、河川法54条における河川保全区域の最大距離(50m)を参考とした)。	ない	—	ある	5箇所
	開発計画の有無	開発計画の有無	施設の配置が困難であると想定される。	ない	—	ある	1箇所

○ 2次整備可能地の選定項目と評価基準に基づき評価を行い、×評価となった地区について候補地から外した結果、2次整備可能地は13箇所となった。